

1. 特別支援教育の基本的な考え方と目的

学校の教育目標「人間性豊かなたくましい子どもの育成」

～地域とともにつくる「日本一楽しい学校」～

- よく考える子ども「進んで学習する、考え工夫する」
- 思いやりのある子ども「仲良く助け合う、お互いを認め合う」
- 体をきたえる子ども「みんなと遊び運動する、安全に気をつける」

学校経営の重点 3の(6)より

特別支援教育（支援体制の整備と個の教育的ニーズに対応した特別支援教育）

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の機能を生かし、関係機関と連携した総合的な支援体制の整備を一層推進する。
- ・通常学級との交流を促進し、社会性の育成に努める。
- ・言語通級指導教室・知的・情緒特別支援学級の指導体制の整備・充実に努める。
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め（特学・通級利用児童は必ず作成。通常学級の児童でも必要に応じて作成する）、児童の指導・支援に生かす。

目的

学校教育目標の達成に向けて、学業不振、学校生活への不適応を引き起こす可能性をもつ児童や、知的障害、言語障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、ASD（自閉症スペクトラム障害）、その他、特別な支援を必要とする児童の生活や学習上の困難を改善克服するために、早期に適切な対応ができるように児童理解を進め、全体周知による共通対応がとれるように教育体制を整え支援していく。

2. 組織（特別支援校内委員会） ※以下、「校内委員会」とする。

- 全体周知による共通対応が必要な児童について話し合う場とする。一人ひとりの児童へ全校で指導に当たるための指導体制作りを図る。
- 構成は校長、教頭、主幹、教務主任、特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当、生徒指導主任、養護教諭、各学年1名、その際の相談者を加え開催するものとする。

3. 対象児童

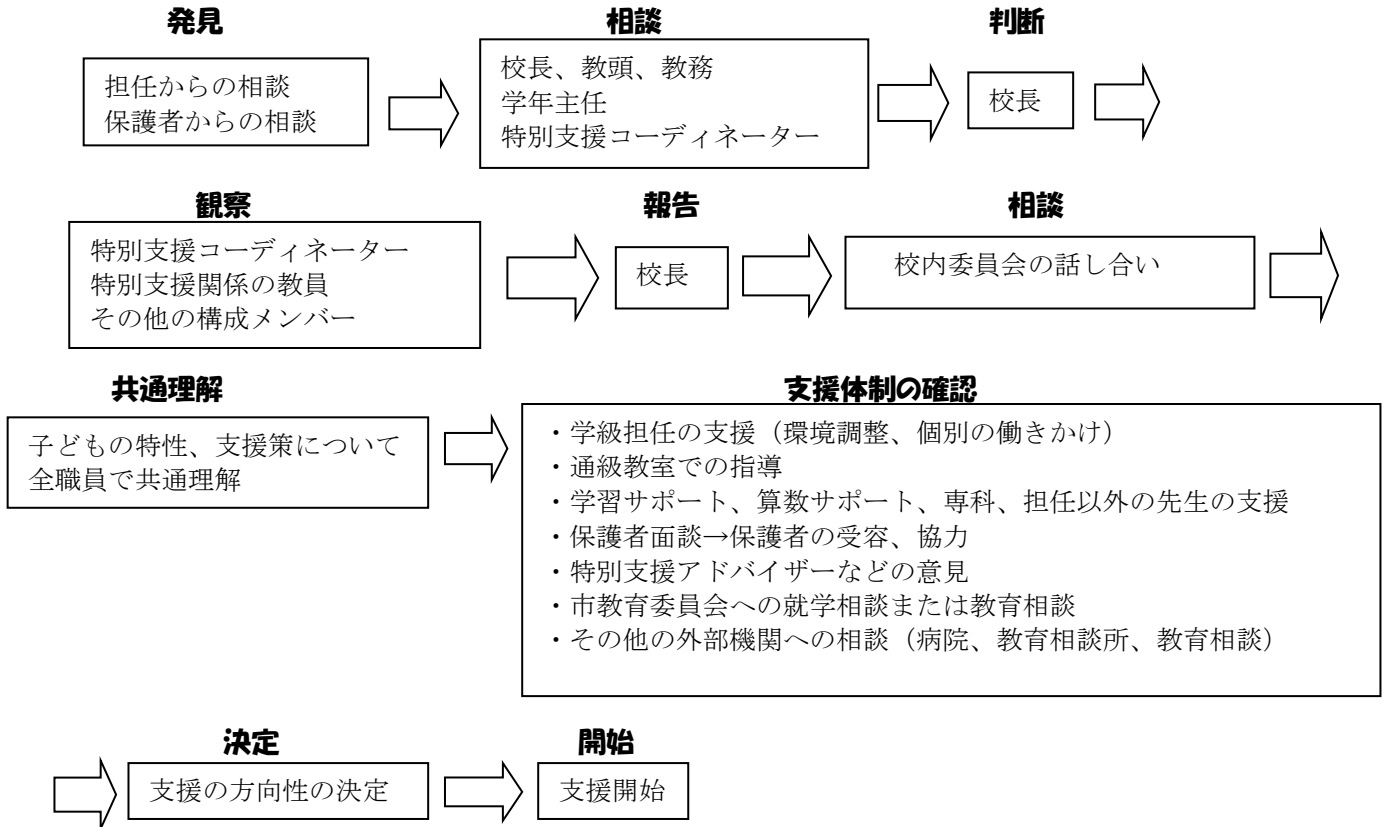
生活や学習上の困難があり、全校体制での支援が必要な児童

4. 支援内容及び方法

①支援への流れ

「特別支援を必要と思われる児童に気がいたらどうするか？」

<発見から特別支援委員会での話し合いまでの一般の流れ>



②支援形態（児童の実態に応じた）

A. 経過観察及び環境調整（担任の支援のみ）

視覚、聴覚等への刺激を考慮した指導を心がけた働きかけをしながら、学習や学校生活（スケジュール）、行動抑制について理解や判断について支援していく。

保護者との問題意識の共有を図り、家庭との協力体制を確立していく。

（座席・移動への配慮等も含む）

B. 学級内での学習サポート指導や算数学習指導員などによる個別支援

C. ことばの教室（言語通級指導教室）での通級指導…構音障害・吃音・言語発達遅滞（市の就学相談が必要）

D. 特別支援学級（知的障害・情緒障害）での指導

（校内の教育相談→市の就学相談）

E. その他（県の通級、児童相談所等）

③支援内容

- ・学習支援（教科学習への支援、学習内容への支援）
- ・適応支援及び指導（心理面への働きかけ・SST・付き添い等）

④学級指導（在籍学級の児童相互理解援助）

5. 保護者への働きかけ

①担任・保護者との連絡（支援協力体制）

②学校だより等での広報活動

③教育相談の活用

④昨年度の実績をふまえて昨年度の支援を継続するか検討。

⑤新規に特別支援を進める場合は、様々な支援が考えられることを伝える。

〈学級での生活や学習の様子から〉

⑥外部支援機関への協力依頼及びネットワークの確立

- ・流山市教育委員会（教育相談・就学相談）への相談
- ・特別支援アドバイザーの活用
- ・専門の医療機関の利用

6. 年間計画

	取り組み	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">・全体計画の提案・特別支援年間計画の立案（児童の実態把握、支援対象児童の選定、支援計画立案）・個別の教育支援計画・個別の指導計画の流れについて提案	<ul style="list-style-type: none">・支援を必要とする児童の引き継ぎ・職員会議（年間計画の検討）
5月	<p>第1回校内委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・共通理解児童について報告・学年ごとに検討（対象児童の共通理解、支援方法の検討、指導の開始、個別指導計画の立案）・支援対象児童の選定、サポート指導教員・指導員の支援による時間割作成・個別の指導計画（前期分の目標と手立て）作成、起案・個別の教育支援計画・個別の指導計画作成について保護者と確認・個別の教育支援計画・個別の指導計画を保護者に配布・対象児童の実態と手立て一覧表を作成 <p>・職員会議にて共通理解</p>	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導部会・職員会議
6月	<ul style="list-style-type: none">・1学期アドバイザー指導（予定）・職員会議にて共通理解	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導部会・職員会議
7月	校内研修会にて全職員の特別支援教育の理解を高める。	・生徒指導部会

8月		・職員会議
9月	・2学期アドバイザー指導（検討） ・個別の指導計画（前期分の評価、後期分の目標と手立て）作成、起案 ・職員会議にて共通理解	・生徒指導部会 ・職員会議
10月	第2回校内委員会 ・共通理解児童について報告 ・個別の指導計画（前期分の評価、後期分の目標と手立て）保護者に配布 ・対象児童の実態と手立て一覧表を見直し、加除・修正 ・職員会議にて共通理解	・生徒指導部会 ・職員会議
11月	・職員会議にて共通理解	・生徒指導部会 ・職員会議
12月	・職員会議にて共通理解	・生徒指導部会 ・職員会議
1月	・職員会議にて共通理解 ・3学期アドバイザー指導（検討）	・生徒指導部会 ・職員会議
2月	第3回校内委員会 ・次年度に向けて、引き継ぎを必要とする児童の選定 ・対象児童の実態と手立て一覧表を見直し、加除・修正 ・個別の指導計画（後期分の評価）作成、起案 ・職員会議にて共通理解	・生徒指導部会 ・職員会議 ・引き継ぎ準備
3月	・個別の指導計画（後期分の評価）保護者に配布 ・引き継ぎ （卒業生に個別のファイルを確実に返却する。）	・生徒指導部会 ・学年の引き継ぎ

- * 毎月の生徒指導部会の中で、学年ごとに共通理解を図る児童について情報を共有する。
- * 職員会議では、支援を要する児童についての事例を話してもらい、共通理解と同時に支援方法を共有する機会にする。
- * 校内委員会は、年度の初めやアドバイザーが来た時にも柔軟に臨時に開くようにする。
- * 必要に応じて、ケース会議を開いて支援の仕方について話し合いを進める。

流山小の特別支援教育の基本

子どもへのほんの少しの支援で子どもは変わる。

担任は、一人悩まずみんなで考えよう。みんなで支援。

1. 学年会で話そう。
2. 経験豊かな先生からの知恵を聞こう。伝えよう。
3. 特別支援の先生方からの支援方法を聞こう。伝えよう。
やれることからやって試してみよう。(刺激物の除去、伝わりやすい情報を与える)
＜例＞
 - ・ 教室内の掲示物…刺激のない工夫を。
 - ・ 教室での座席
 - ・ 席替えの効果…落ち着きのない子の指定席。
 - ・ グループの編成
 - ・ 黒板の効果的な使い方、文字の大きさ、チョークの色（赤や緑は使用を制限）。
 - ・ スケジュールの予告（視覚でも確認できるように注意する）
 - ・ 言葉による指示は、明瞭な言葉で短く分かりやすく伝える。
 - ・ 注目（25パーセントルール、行動の始まりの時点で早めの承認）、無視（望ましくない行動に対して、注目を外す〈スルー〉）を使って行動をコントロールしていく。
4. 全職員みんなが同じような対応をしよう。
5. 特別支援サポート教員の支援も必要に応じて受けよう。
6. 算数サポート、少人数担当者、専科、担任以外の先生の支援も協力を仰ごう。校長・教頭・教務の先生にも相談してみよう。
7. 校内委員会でも話し合いをしよう。